



厚生労働省福島労働局発表
平成25年8月12日

担
当

福島労働局労働基準部賃金室
賃金室長 近藤正道
賃金指導官 木戸孝良
電話 024-536-4604

福島県最低賃金を11円引上げ、675円（時間額）に

～福島地方最低賃金審議会、福島労働局長に答申～

- 1 福島地方最低賃金審議会（会長 箱木禮子）は、福島県最低賃金を「**時間額675円（引上げ額11円）**」とすることを決定し、福島労働局長（局長 河合智則）に答申しました。
- 2 この答申を受けて、福島労働局長は、答申要旨の公示などの手続を経て、福島県最低賃金を改正することにしていきます。なお、改正最低賃金の発効は、最短の場合「**平成25年10月6日**」となります。

（審議経過）

平成25年7月2日に開催された福島地方最低賃金審議会において、福島労働局長から改正決定に係る諮問が行われました。

同審議会（公益・労働者・使用者の各側代表5名ずつで構成、別紙参考1「表2」参照）は、同諮問を受けて、専門部会（審議会委員のうち、公・労・使側各3名ずつで構成）を設置し、平成25年7月18日から、5回にわたり専門部会を開催して、中央最低賃金審議会から示された平成25年度地域別最低賃金額改定の日安（※）を参考に、「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略に配慮」とともに、大震災、原発事故による地域への影響、現行の最低賃金に係る実態調査結果、経済状況等の各種統計及び参考人の意見聴取などを基に審議を重ねてきました。

※中央最低賃金審議会の日安に関する公益委員見解（要旨）

- ・ Aランク19円、Bランク12円、C及びDランク10円（福島県はDランク）。

（最低賃金について）

最低賃金には、県内全ての労働者に適用される「地域別最低賃金」と県内の特定産業に従事する労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、今回の答申は、前者の地域別最低賃金についてのものです。

福島県最低賃金（地域別最低賃金）は、常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、福島県内の全ての労働者に適用されます。

(参考1)

表1 福島県最低賃金の金額の推移

| 年度 | 時間額 (円) | 引上げ率 (%) | 発効日 |
|-------|---------|----------|-------------|
| 平成 20 | 641 | 1.9 | 平成 20.10.22 |
| 21 | 644 | 0.5 | 21.10.18 |
| 22 | 657 | 2.0 | 22.10.24 |
| 23 | 658 | 0.2 | 23.11.2 |
| 24 | 664 | 0.9 | 24.10.1 |
| 25 | 675 | 1.7 | 25.10.6 予定 |

表2 平成25年度福島県最低賃金審議会委員 (○は専門部会委員)

(五十音順)

| | 氏名 | 現職 |
|------------|---------|----------------------|
| 公益を代表する委員 | ○貴田岡 信 | 福島大学経済経営学類准教授 |
| | ○鈴木 和郎 | 公認会計士 |
| | ○箱木 禮子 | 福島大学名誉教授 |
| | 藤野 美都子 | 福島県立医科大学医学部教授 |
| | 楨 裕康 | 弁護士 |
| 労働者を代表する委員 | 稲月 美弥子 | ライフフーズ労働組合副書記長 |
| | ○大竹 初夫 | JAM南東北書記長 |
| | ○加藤 光一 | 東北電力労働組合本部特別執行委員 |
| | ○萩原 善徳 | 自動車総連福島地方協議会副議長 |
| | 渡辺 勝男 | 電機連合福島地方協議会事務局長 |
| 使用者を代表する委員 | ○阿久津 文作 | 福島県商工会連合会専務理事 |
| | ○佐藤 卓也 | 福島県経営者協会連合会理事 |
| | 渋谷 順子 | 渋谷レックス株式会社 代表取締役 |
| | 鈴木 義仁 | 福島県中小企業団体中央会副会長兼専務理事 |
| | ○山田 義夫 | 福島県商工会議所連合会常任幹事 |

(会長 箱木 禮子)